

毎週火、金曜日発行（但休日と当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◆訓令、土木出張所処務規程の一部改正
- ◆告示 保険医の登録
牛の結核病、肝てつ検査及び肝てつ駆除
牛その他の物品の移入禁止区域の解除
種畜証明書の交付
二等陸、海、空士募集の試験日時及び場所
鳥取県歳入歳出追加更正予算等
- ◆教委告示 定例教育委員会の招集
- ◆正誤 昭和三十五年一月四日付人委規則第一号中訂正
昭和三十四年十二月四日付鳥取県告示第六百三十九号中訂正

訓令

鳥取県訓令第一号

土木出張所処務規程（昭和二十八年七月鳥取県訓令第十七号）の一部を次のように改正する。

昭和三十五年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第十四条第一項第八号中「百万円」を「二百万円」に改める。

附 則

この訓令は、昭和三十五年一月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ
五第一項の規定により次のように保険医の登録をした。

昭和三十五年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保 險 医 所

氏 名 住 所

前田 諒 仁 米子市錦町一丁目一五二
 永松 ルミ子 鳥取市吉方三区二四七ノ一

登録の記号番号

登録年月日

鳥医 七四四 昭和三四、一二、二四
 " 七四五 " "

鳥取県告示第二号

次のように牛の結核病、肝て、検査及び肝て、つ、駆除を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十五年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病及び肝て、つ、予防のため
 - 二 実施の区域 別表のとおり
 - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 結核病検査……搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。

- 一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射、駆除の方法
- 結核病検査……ツベルクリン皮内反応検査
- 肝て、つ、検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
- 肝て、つ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

一 結核病検査

実施期、日	実施区域	実施場所
一月十三日	一次	西伯郡中山町
一月十六日	二次	旧上中山家畜 検診所

十五日 " 十八日 東伯郡赤碕町 旧成美家畜検
 診所

肝て、つ、検査及び駆除

実施期日 実施区域 実施場所

一月二十二日 倉吉市旧上小鴨 旧上小鴨家畜検診所

" 二十三日 東伯郡関金町旧南谷 旧南谷 "

" 二十五日 " 東郷町旧舎人 旧舎人 "

" 二十六日 " 東伯町旧浦安 旧浦安 "

鳥取県告示第三号

昭和三十四年十一月鳥取県告示第五百八十九号による

牛その他の物品の移入禁止区域のうち栃木県、群馬県、

埼玉県、三重県及び千葉県は、昭和三十五年一月八日限り解除する。

昭和三十五年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四号

次の種畜について、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項の規定により種畜証明書を交付した。

昭和三十五年一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号	名号	種類	生年月日	産地	血統	級	飼養者住所氏名
昭三四鳥地 第一五号	第三三	東豊 黒毛和種	三三、二八	鳥取県東伯郡	豊 参	二	鳥取県東伯郡赤碕町
昭三四鳥地 第一五号	第二七	バブス ホルスタイン	六、一六	宮崎県	黒五、一五〇	二	鳥取県東伯郡赤碕町
昭三四鳥地 第一五号	トグロ	ローリー	六、一六	宮崎種畜牧場	黒一四二、一五一	二	鳥取県東伯郡赤碕町
昭三四鳥地 第一五号	バブス	トグロ	六、一六	宮崎種畜牧場	黒一四二、一五一	二	鳥取県東伯郡赤碕町
昭三四鳥地 第一五号	ローリー	ホルスタイン	六、一六	宮崎種畜牧場	黒一四二、一五一	二	鳥取県東伯郡赤碕町

昭和三十四年十二月定例県議会で十二月十九日議決された昭和三十四年度鳥取県歳入歳出追加更正予算、昭和三十四年度特別会計県立学校実習費歳入歳出追加予算、昭和三十四年度特別会計県有牛貸付事業費歳入歳出追加予算、昭和三十四年度特別会計県立中央病院事業費歳入歳出追加更正予算、昭和三十四年度特別会計中小企業振興資金助成事業費歳入歳出追加予算は次のとおりである。

昭和三十五年一月八日

豊取県事務 課 二 課

昭和34年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

歳入	歳入	科目	科目	今回追加(更正)予算額 千円	今回追加(更正)予算額 千円
6	2	使用料及手数料		8,533	2,960
	1	使用料			786
	2	手数料			2,174
7	1	国庫支出金		610,317	
	1	国庫負担金		320,158	
	2	国庫補助金		286,345	
	3	委託金		3,814	
8	3	寄附金		376	
	1	寄附金		376	
11	1	雑収入		4,611	
	2	弁償金及報償金		366	
	3	償還金		3,000	
	5	物品売却代金		290	
	6	雑収入		955	
12	1	県債		5,000	
	1	県債		5,000	
5	1	分担金及負担金		8,533	681,065
		合計			

歳出	歳出	科目	科目	今回追加(更正)予算額 千円	今回追加(更正)予算額 千円
1	1	議会費		1,936	
	1	県会議費		401	
	2	委員会費		1,535	
2	2	県庁費		1,977	
	1	県職員費		300	
	2	監査委員費		100	
	3	人事委員費		362	
	4	東京事務所費		518	
	5	諸費		697	
3		警察消防費		761	
	2	警察職員費		139	
	4	消防費		622	
4	1	土木費		442,743	
	1	道路橋梁費		70,880	
	2	河川費		44,837	
	3	港灣費		4,340	
	4	砂防費		31,994	
	5	都市計画費		14,846	
	6	災害復旧費		271,801	
	7	建築費		273	
	8	土木諸費		3,772	
	5	教育費		5,617	
	1	教育委員費		1,836	
	4	高等学校費		43	
	5	盲ろう学校費		56	
	6	図書館費		170	
	7	博物館費		67	
	8	社会教育費		590	
	9	体育保健費		131	
	10	義務教育振興費		130	
	12	教育施設費		2,498	
	13	教育諸費		96	
	6	社会及労働施設費		22,938	
	1	生活保護費		20,817	

手 数 料	入 計 歳	出 計 歳	予 算 額
1	1	1	24
2	1	1	24
3	1	1	24
4	1	1	24
5	1	1	24
6	1	1	24
合計	6	6	155

款 項	科 目	予 算 額
1	国庫支出金	500
2	国庫支出金	500
3	一般会計繰入金	559
4	繰越金	250
5	前年度繰越金	250
6	雑収入	271
合計		1,580

款 項	科 目	予 算 額
1	国庫支出金	500
2	国庫支出金	500
3	一般会計繰入金	559
4	繰越金	250
5	前年度繰越金	250
6	雑収入	271
合計		1,580

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年一月八日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

一 日時 昭和三十五年一月十一日 午前十一時

二 場所 鳥取県教育委員会 会議室

三 議題 昭和三十五年度予算について

正 誤

昭和三十五年一月四日付人事委員会規則第一号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

- | | | | | |
|---|---|----|--|--|
| 頁 | 段 | 行 | 誤 | 正 |
| 1 | 下 | 9 | 一 職員給与条例 | 一 職員 給与条例 |
| 3 | 上 | 7 | 二期限付職員地方公務員法 | 二期限付職員 地方公務員法 |
| 4 | 下 | 12 | 本県に勤務する者で給与条例第一条の規定の適用を受けない者第八條第二項を次のように改める。 | 本県に勤務する者で給与条例第一条の規定の適用を受けない者
第八條第二項を次のように改める。 |
| 5 | 上 | 5 | 終りから 五 昇任した場合、但し、 | 昇給期間中において、自己の非違により停職、減給又は戒告処分を受けた者
昇任した場合、但し、 |

